

工場立地法の概要

. 工場立地法の概要、役割

(1) 工場立地法制定当時の背景

昭和40年代後半、国土の均衡ある発展を図るため工業再配置対策等の施策が講じられる中、四日市判決などにより企業の公害責任が問われ、工場立地に対する反対運動が各地で行われた。このため、「今後の立地に際しては、公害・災害等の防止に万全を期することはもちろんのこと、進んで工場緑化等を行い、積極的に地域環境づくりに貢献することを基本として進めることが不可欠」と認識されるようになり、「工場の立地段階から、企業自ら周辺的生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していく」ため、工場立地法が制定された。

(注)「」内は、昭和48年4月6日の衆・商工委員会における通商産業大臣の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案提案理由説明より引用。

(2) 工場立地法の規制内容

即ち、適正な工場立地を推進するため、一定規模以上の工場については届出義務を課すとともに、「工場立地に関する準則」において周辺地域の快適な生活環境の形成に資するよう、生産施設を敷地面積の一定割合以下に抑えるとともに、緑地、修景施設、屋外運動場、広場等の環境施設を一定割合以上設置することを定め、この準則に適合しない場合には、勧告、変更命令を行うことができることとしている。

. 平成9年法改正について

(1) 平成9年法改正当時の背景

工場立地法は、昭和48年の法改正以降、企業が工場の新增設を行う際に、一定の緑地整備を求める等の措置を実施してきた。これにより工場の緑地面積率が施行前に比べ2倍以上改善しており、本法が工場と周辺環境との調和に果たした役割は評価されてきた。

他方、工場立地法が地域の実情に沿った緑地整備の要請、地方分権の要請、公害防止技術の進歩等に十分対応していない、また、工場集合地において、共通緑地が整備される動き等がある中で、こうした動きを勘案しない工場立地法が、老朽化工場の建て替えに対する支障となっている等の指摘が各方面からなされ、工場立地及び工業用水等審議会等における検討を経て、以下のような改正が行われた。

(2) 主要な法律改正点

1. 地方公共団体による緑地面積率の設定

都道府県及び政令指定都市は、緑地面積率、環境施設面積率について、国の定める範囲内において、従来の国による全国一律の基準に代えて地域の実情に応じて、地域準則を条例で定めることができることとされた。

2. 工場集合地に工場等を設置する場合の特例の導入

複数の工場が集中して立地する工場集合地に隣接する一団の土地に、緑地等が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与する場合には、これらの緑地等を工場敷地内の緑地等と同様に緑地面積率に算入する特例が導入された。

3. 届出先等の地方公共団体への全面的移譲

特定工場の新設をしようとする者等が必要事項等を届け出る際の届出先やその届出のあった場合における勧告、変更命令等の主体が国から都道府県知事及び政令指定都市の長に全面的に移譲された。

4. 生産施設面積率の再調整

業種ごとに定めている生産施設面積率について、工場立地法が制定された昭和48年当時に比べSO_x、NO_x等の環境負荷の排出量が相当程度改善された業種（準則に定められている第1種から第4種の62業種のうち27業種）について、面積率の見直しが行われた。

平成12年改正について

(1) 届出事務は自治事務へ

地方分権推進委員会（地域づくり部会）において、「工場立地に関する準則に定められている緑地面積については、地域の特性を考慮できるものとするのが妥当ではないか。」と指摘されていた。そのため上記平成9年改正では、国と地方の役割分担の見直しが行われた（上記（2）3.）。その後、平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、従前の機関委任事務とされた法6条の届出等は、全て自治事務となっている。

工場立地法の主な見直しの変遷について

実施制限時間短縮要件の緩和（昭和57年省令改正）

短縮要件を「公益上の観点から実施制限時間を短縮せざるを得ないもののみ」から届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないもの（準則適合）」としたことで、大半の案件は実施制限時間を短縮できることとした。

届出不要項目の拡大（昭和57年省令改正）

以下の3項目は届出不要とした。

- 特定工場に係る生産施設の撤去
- 特定工場に係る緑地または環境施設の増加
- 特定工場に係る特別配置施設の撤去

届出書類の簡素化（昭和61年省令改正）

前回届出と変更のない項目に係る添付書類を削除した

都道府県知事の権限の拡大（平成4年 政令改正）

都道府県知事の権限委任する特定工場の範囲を敷地面積3万㎡から5万㎡に拡大

既存工場の建て替えに係る運用の弾力化（平成6年 通達改正）

昭和49年の法施行以前に設置されていた既存工場について、次のような個別事情が存する場合には勧告しないこととができることとした。

生産施設が新・増設するに際し、周辺の土地の買い増しや敷地のレイアウトの見直しがすぐには行えず、環境施設の設置が困難であるが、一方で地域住民からの要請により福利厚生施設・教養文化施設を開放している場合はその開放施設部分の面積分の環境施設の設置を免除する。

建屋の変更を伴わない業種変更を行うに際し、周辺の土地の買い増しや敷地のレイアウトの見直しがすぐには行えず、緑地・環境施設の設置が困難である場合、その設置を最大5年間猶予する。

生産施設の一部が別法人化し、それ自体が独立した工場として存続する場合であって、単に法人格が変わるだけでレイアウト上何ら変更が無い場合は、その時点における緑地・環境施設の配置は免除する。

環境施設の定義の拡大（平成7年 省令改正）

地域住民に開放される屋内運動施設及び教養文化施設を新たに環境施設に追加する。

知事案件に係る国への届出書の写しの送付を廃止（届出部数の削減）

届出書類のA4版化

事業革新円滑化法第14条に係る運用の明確化（平成7年 通達改正）

既存工場に於ける生産施設の建て替えについては、一定の基準に該当し、周辺の生活環境の保持の観点から問題が無い場合には勧告しないことを周知するとともにその具体的基準を明確化

工場立地法の一部改正（平成 9 年 法改正）

地方公共団体による緑地面積率の設定

都道府県は政令指定都市は、緑地面積率、環境施設面積率について、国の定める範囲内において、従来のものである全国一律の基準に代えて、地域の実情に応じて地域準則を条例で定めることができることとされた。

届出先等の地方公共団体の全面的委譲

特定工場の届出先や勧告などの実施主体が、全て都道府県知事及び政令指定都市の長に全面的に委譲された。

工場集合地に工場などを設置する場合の特例の導入

複数の工場が集中して立地する工場集合地に隣接する一団の土地に緑地等が計画的に整備されることにより、周辺の地域の生活環境の改善に寄与する場合にはこれらの直地などを工場敷地内の緑地等と同様に緑地面積率等へ参入する特例が導入された。

その他

罰則規定における罰金額の引き上げ、権限の委任規定の廃止などについて所用の規定の整備や、政令、準則、基準の整備が行われた。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に係る改正（平成 11 年、法改正）

届出の受理、勧告、変更命令等の事務は機関委任事務として都道府県知事、政令指定都市の長に、地域準則の設定は団体委任事務として都道府県知事、政令指定都市の長に委任されていたが、今般の機関委任事務制度、団体委任事務制度の廃止に伴い、先の事務が全て自治事務に整理された。

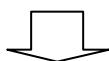
工場立地法の仕組み

1. 目的 (法第1条)

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。

2. 制度の仕組み

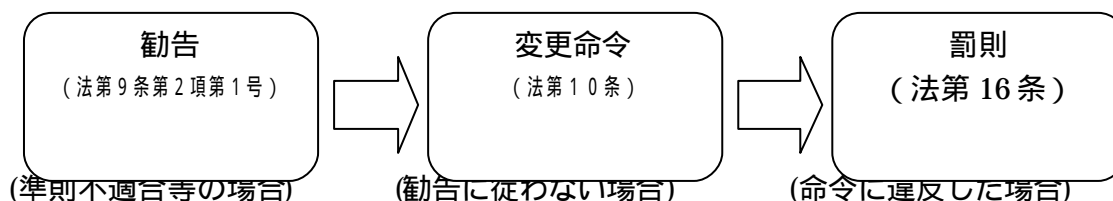
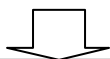
届出(法第6条等)：工場の新設・増設に関する届出義務



工場立地に関する準則の公表(法第4条、第4条の2)

- 敷地面積に対する生産施設面積の割合 **10～40%以下**
(業種によって5段階に区分)
- 敷地面積に対する緑地面積の割合 **20%以上**
(地方自治体で独自の割合が設定された場合はその割合)
- 敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)の割合 **25%以上**
(地方自治体で独自の割合が設定された場合はその割合)

既存工場(法施行以前に設置された工場)に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。



3. 届出対象工場 (特定工場)

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)(施行令第1条)

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上 (施行令第2条)

4. 届出先(平成9年1月31日以降)

当該工場が立地している都道府県の窓口。当該工場が政令指定都市内に立地している場合は、政令指定都市の窓口。

図表1 工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方

